

川崎市文化財ボランティアの登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化財の保護・活用に必要な知識・経験を有している者を、川崎市文化財ボランティア（以下「文化財ボランティア」という。）として登録し、市民と行政が一体となった文化財保護・活用事業を推進するため必要な事項を定める。

(要件)

第2条 文化財ボランティアは、原則として川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）主催の「文化財ボランティア養成講座」を修了した者のうち、第1条に定める趣旨に賛同し、登録した者をいう。

2 第1項の規定に関わらず、教育長が認めるときは、「文化財ボランティア養成講座」を修了しなくても、登録することができる。

(期間)

第3条 文化財ボランティアの登録期間は1年とする。ただし、登録期間を更新することができる。

(活動内容)

第4条 文化財ボランティアは、教育委員会が実施する文化財保護・活用事業等に協力するため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 教育委員会主催、又は共催事業等の文化財保護・活用事業等の運営補助に関すること
- (2) 文化財の調査・研究に関すること
- (3) その他、文化財保護・活用事業等の推進のために教育長が必要と認めるもの

(申請および登録)

第5条 文化財ボランティアとして登録を希望する者は、「川崎市文化財ボランティア登録申請書」（第1号様式）により、教育長に申請するものとする。

2 教育長は、前項の登録申請書を受理したときは、申請者を「川崎市文化財ボランティア登録者台帳」（第2号様式）に登録し、「川崎市文化財ボランティア登録証」（第3号様式）を交付するものとする。

3 文化財ボランティアは、登録申請書の記載内容を削除もしくは変更がある場合、又は登録証の破損等により再交付を受ける場合、「川崎市文化財ボランティア登録異動届」（第4号様式）により教育長に届け出るものとする。

(登録の解除)

第6条 文化財ボランティアは、自己の意思により登録の解除を申し出ることができるものとする。

2 文化財ボランティアが次の事項に該当する場合、教育長は登録を解除することができる。

- (1) 文化財ボランティアの活動を行うことが困難となった場合
- (2) 教育長が文化財ボランティアとして適当でないと認める場合

(庶務)

第7条 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が文化財ボランティアの庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(附則)

この改正要綱は、平成30年7月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

<p>川崎市文化財ボランティア登録申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>（あて先）川崎市教育委員会教育長</p> <p>申請者</p> <p>ふりがな 氏 名</p> <p>私は、川崎市文化財ボランティアの登録に関する要綱に基づき、文化財ボランティア活動を行いたいので、登録を申請します。</p>		
住所	〒	
連絡先	電話	
	F A X	
	携帯電話	
	E - m a i l	
教育委員会使用欄	登録年月日 年 月 日	

本申請書に記載されている事項は、川崎市の文化財保護活用事業以外に使用しません。

第3号様式（第5条関係）

川崎市
文化財ボランティア



あなたは、川崎市文化財ボランティアとして登録されていることを証します。

年 月 日

川崎市教育委員会教育長

有効期限： 年 月 日まで

（連絡先）川崎市教育委員会事務局文化財課

電話 044-200-3305

第4号様式（第5条関係）

<p>川崎市文化財ボランティア登録異動届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 川崎市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">申請者 ふりがな 氏 名</p> <p>川崎市文化財ボランティア登録の異動について、次のとおり届け出ます。</p>		
届出内容	<input type="checkbox"/> 登録内容変更・削除	(変更内容)
	<input type="checkbox"/> 登録証再交付	<input type="checkbox"/> 破損・汚損 → ご返却ください。 <input type="checkbox"/> 亡失・滅失 <input type="checkbox"/> その他 ()
教育委員会使用欄	再登録（発行）年月日 年 月 日	

本申請書に記載されている事項は、川崎市の文化財保護活用事業以外に使用しません。